

平成23年10月20日

非組合員各位

静岡市北番町81番地
社団法人静岡県茶業会議所

東京電力原発事故損害賠償請求（風評被害等）について

表記損害賠償請求につき、下記の要件を満たす場合、本会にて、JAグル-ブ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策静岡県協議会を通じ、本会が請求の代行を行います。本会にて請求代行する場合、新着情報に掲載してあります、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策静岡県協議会規約を確認いただき、ご了解いただける場合、トピックスにアップした委任状並びに請求書に必要事項をご記入のうえ、証する資料と併せて本会事務局までご提出下さるようご案内申し上げます。

なお、今回の請求対象期間と提出いただく書類等についても、下記を参照下さい。また、ご不明の点がございましたら、本会まで直接お問い合わせ下さい。

記

1．本会が代行する場合の条件

本会会員である静岡県茶商工業協同組合に加入していただく。

茶業振興費を本会に納入いただく。

原則として、上記何れかを満たす場合、本会にて請求の代行を行います。

2．請求対象期間、提出書類等

今回の請求対象期間； 23年3月11日から10月31日。

提出期限；毎月21日頃までに茶業会議所までご提出下さい。

提出書類

- ・請求書類一式（証明できる書類のコピ-添付）2部作成し1部は手元に保管
- ・委任状（実印、捨印を押印して下さい。）

対象および算定の考え方に、各項目毎の証する書類の添付をお願いしておりますが、実際現場でどの様な書類が使用されているかわからない点もありますので、あくまでも参考としてお考え下さい。

損害賠償請求にかかる弁護士費用等の経費負担について

東京電力株式会社への損害賠償請求にかかる弁護士費用は東京電力株式会社に請求を行いますが、当面の支払いは、東京電力からの支払賠償金のうち2%を県協議会に保留し、これに充てます。また、不足する場合は、JAグル-ブ、損害賠償請求者等で支払賠償金により按分し、負担することになりますので、ご承知おき下さい。

| |
|--|
| お問い合わせ先 担当；総務部長 中小路 電話 054-271-5271 e-mail; nakakoji@mail.wbs.ne.jp |
|--|